

第二十五回国 参議院 大蔵委員会 會議録 第五号

昭和三十一年十二月四日(火曜日)午後一時五十三分開会

委員の異動

十二月三日委員 黒川武雄君辞任につき、その補欠として 苦米地英俊君を議院において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

廣瀬 久忠君

理事

木内 四郎君

平林 剛君

天坊 裕彦君

委員

青木 一男君

井村 徳二君

木暮武太夫君

左藤 義詮君

塩見 俊二君

土田国太郎君

苦米地英俊君

天田 勝正君

大矢 正君

椿 繁夫君

藤原 道子君

前田 久吉君

市川 房枝君

政府委員

内閣総理大臣 賀屋 正雄君

官房長官 宮川新一郎君

大蔵省主計局長 河野 通一君

大蔵省理財局長 小倉 武一君

食糧庁長官

事務局側

常任委員 木村常次郎君

会専門員

本日の會議に付した案件

○請願に関する件

○在外公債の償還に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(廣瀬久忠君) これから委員會を開会いたします。

議事に入るに先立って委員の異動がありましたので御報告いたします。十二月三日付をもって黒川委員が辞任され、その補欠として苦米地英俊君が委員に選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) それではこれから山林所得税の軽減等に関する請願外十四件の請願を審査いたします。ちよつと速記を止めて。

午後一時五十四分速記中止

午後三時八分速記開始

○委員長(廣瀬久忠君) 速記を始めて。在外公債の償還に関する法律案、本審査を議題といたして質疑を行います。

○椿繁夫君 ちよつとお尋ねいたしますが、上程されておりますこの法律案は、これは國債でありまして、地方団体でフランスにおいて公債などを発行しているものが一体どのくらいござい

○政府委員(河野通一君) 今、國の発

行しております國債以外の地方団体の公債といたしましては、東京都が発行いたしました東京都債というものがございまして。これはもとの市債でございます。これは今残っておりますのが元本で七千四百萬フラン、利子が長い間未払いになっておりますが、この累積した利子が一億二千萬フラン、元利あわせて一億七千万フランというところになっております。現在の価格では御承知のように大体一円が一フランですから、現在の価格に直しますれば円とフランは大体同じというふうにお考えになればよろしいと思ひます。

○椿繁夫君 この法律案が成立することになりますと、東京都の持つております公債債というものがやはりこの条件に制約されるのじゃないかという心配をするのですが、そういう関係はどうなっておりますか。

○政府委員(河野通一君) 東京都債と國の出しました公債とは、その条件も金額も目的も全部違つております。ことに東京都債につきましては、戦前におきましては協協定というものが一応できておるといふようなこともございまして、國の出しております公債とは性質を異にいたしております。従いまして國の公債がどういふふうにかまるといふことは、それに条件が制約されるということはないと考へております。ただ御案内かと思ひますが、東京都債は長い間の問題でありまして、何回にもわたって、平和条約が

できて後に交渉をいたしておりますが、今年に入りまして、この夏に東京都の代表が向うに参りまして最終的交渉をやつたわけであります。これはたしか先月こちらに帰つて参りました。これが条件その他について妥結をみませんで、やはり方式としては、國債についてやつて参りましたと同じような第三者の調停にかけるといふことだけを方針として、両者の間に取引きをいたして帰りました。これからこの第三者にだれを調停者として頼むか、そういう事柄について今後フランス側と東京都の間に折衝を重ねる、こういう段階になってきたわけであります。

○椿繁夫君 今御説明によつて若干了承いたしました。が、こういう法律案が成立することによつて、地方団体の、特に東京都が未解決のままで第三者の調停を求めようとしてみておるような際、こういう法律案を提案されるに先立って、東京都なり他に持つておる地方団体の意向を加味して、現在進行中の交渉に不利なようなことになりはしないかといふことを十分聞き取りをしてやつた上に、こういう法律案の提案が望ましいのです。

○政府委員(河野通一君) 別に公式な方法によつて東京都の意向を聞いたことはありませんが、事実上國債の問題と都債の問題とは並行して、両者とも

に交渉が続けられているのであります。両者とも大体國債については二十七年から、都債につきましては二十八年から、何回にもわたつて並行して交渉を進めてきており、両者の間においては、もちろん先ほど申し上げましたように、両者の性質は違ふのでありますけれども、両者がどういふふうにして交渉が進み、どういふ観点からお互いに折衝を続けられておるかといふことは十分に承知をいたしてあり、お互いの間に、一方がいかにきまるかといふことによつて、他に悪い影響を及ぼすというふうなことはないように、常に両者の間に連絡をつけてやつて参つておりますので、先ほど申し上げましたように、公式に承諾をとるといふことはやつておりませんけれども、十分経緯については東京都としても承知いたしております。

○椿繁夫君 これは私の聞き間違いであればよろしいのですが、この印刷になつております理由では、額面金額を支払うほか、その十一倍となつていますが、御説明の際に十二倍といふふう聞いたのですが、どちらがほんとうですか。

○政府委員(河野通一君) 十二倍になるわけですが、ただここに書いてござい

に十一倍という金額を加算して渡す、
こういう法律構成にいたしましたのであり
ます。従って一プラス十一は十二、こ
ういうわけであります。計算は合つて
おるわけでありませう。

○委員長(廣瀬久忠君) 別に御質疑は
ございませうか。御質疑もない
ようでありますから、質疑は終局し
たものと認め、これより討論に入り
ます。

御意見のある方は賛否を明らかにし
てお述べを願います。御発言はござ
いませうか。別に御発言もない
ようでありますから、討論は終局し
たものと認め、これより採決に入り
ます。

在外公債の償還の処理に関する法律案
を衆議院送付案通り可決することに賛
成の方の御挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(廣瀬久忠君) 全会一致であ
ります。よつて、本案は可決すべきも
のと決定いたしました。

なお、諸般の手續は、先例によ
り、委員長に御一任願いたいと存じ
ます。
それから、多数意見者の御署名を願
います。

多数意見者署名

木内 四郎 天坊 裕彦
青木 一男 木暮武太夫
左藤 義詮 塩見 俊二
土田国太郎 吉米地英俊
天田 勝正 大矢 正
榊 繁夫 藤原 道子

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、食糧会
計の法律案を議題といたしました。質疑
だけは行いたいと思ひますが、いかが

でしょうか。

○榊繁夫君 ちよつと、私の方は打ち
合せもございませうし、次回に審査して
いただきますと思ひます。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは本日
はこれにて散会いたします。

午後三時二十四分散会

十二月三日本委員会に左の案件を付託
された

一、板紙の物品税課税反対に関する請
願(第一九一号)

一、国民金融公庫に対する財政投資
資金増額の請願(第二〇三三号)

一、貸金業の金利引下げに関する請
願(第二〇四号)

一、金融機関の指導監督に関する請
願(第二〇五号)

一、積雪寒冷地帯の不利条件打破に
関する請願(第二六三三号)

一、機械すきと紙に対する物品税課
税反対の請願(第二八七号)(第三
二二二号)

第一九一号 昭和三十一年十一月
二十二日受理

板紙の物品税課税反対に関する請願
請願者 東京都中央区銀座東三
ノ四板紙連合会内 黒
崎義平

紹介議員 松澤 靖介君

所得税一千億円軽減案に伴い、板紙に
対して物品税を課することが具体化され
ている由であるが、これが実現する
と、(一)物品税が板紙業者の負担とな
りその趣旨に反するおそれがあるこ
と、(二)板紙製品中の大半は、木材資源の
利用合理化に重大な貢献をしているも
のである関係上、「木材資源利用合理

化方策」に重大な支障を及ぼすこと等
の結果をきたし、現に収益状況が極端
に悪い板紙製造業者をますます窮地に
追い込むことになるから、板紙に對し
て物品税を課税しないよう特段の配慮
をせられたいとの請願。

第二〇三三 昭和三十一年十一月
二十二日受理

国民金融公庫に対する財政投資資金増
額の請願
請願者 東京都北区上中里町一
ノ一四太田財政研究所
内 太田政記

紹介議員 重盛 壽治君

昭和三十一年度における国民金融公庫
に対する国家財政投資資金額について
は、新聞紙上に報道されているとお
り一千億円の線を保持し、零細企業
者の困窮救済を重点とせられたいとの
請願。

第二〇四号 昭和三十一年十一月
二十二日受理

貸金業の金利引下げに関する請願
請願者 東京都北区上中里町一
ノ一四太田財政研究所
内 太田政記

紹介議員 重盛壽治君

現在大蔵省において検討中の「貸金業
の金利引下げ」に関して、現在金融業
者は二十銭程度の金利で取り引きして
いるとの理由により反対しているとい
うが、一般に金利が低下している現状
では何等実害のあるものではないか
ら、すみやかに貸金業の金利を引き下
げるよう法律を改正せられたいとの
請願。

第二〇五号 昭和三十一年十一月
二十二日受理

金融機関の指導監督に関する請願
請願者 東京都北区上中里町一
ノ一四太田財政研究所
内 太田政記

紹介議員 重盛壽治君

西村金融並びに第一銀行の不祥問題
は、大蔵省の金融機関に対する指導監
督の不備から生じたものであり、又警
視庁が検査主義で防犯に意を用いなか
つたから生じたものでもあるから、こ
のように国民生活に重大な影響のある
ものに対しては特に意を用いて指導監
督されるとともに第一銀行問題につい
ては法務、大蔵合同の委員会において
調査されたいとの請願。

第二六三三 昭和三十一年十一月
二十七日受理

積雪寒冷地帯の不利条件打破に関する
請願
請願者 新潟県知事 北村一男
紹介議員 西川弥平治君

積雪寒冷地帯においては、冬の不良気
象によつて住民の福祉が極度に妨げら
れ又住民及び地方自治体等が積雪寒冷
に基因して支出する諸経費の増高は著
しいものがあるが、これら生計費、行
政費等の増高は、現行税、財政制度に
適正に織りこまれていないため他地方
に比しはなはだ過重となつていいるか
ら、(一)所得税において積雪寒冷に基
因する生計費の増高及び事業増高経費
は、年間所得から積雪寒冷の度合に
応じてそれぞれ五ないし十パーセントの
特別控除を実施するように所得税法の
一部を改正すること、(二)固定資産税
については、土地(農地)の平均価格

算定の場合、総合指数によつて算定す
る分(現行三割)を更に引き上げるとと
もに総合指数の各要素の取り方を、積
雪寒冷地帯の実態にそつてより再検討さ
れ、又家屋は積雪寒冷によつて不可避
な増坪を要し、且つ積雪による耐用年
限の減少を考慮して減価補正が行われ
ているが、積雪地帯の実態に即さない
ので減価補正を更に引き上げること等
の措置を講じられたいとの請願。

第二八七号 昭和三十一年十一月
二十七日受理

機械すきと紙に対する物品税課税反対
の請願
請願者 徳島市四前町三ノ一七
徳島製紙工業会内
志摩誠一外七名

臨時税制調査会の物品税改正案によれ
ば、機械すきと紙を課税の対象とする
由であるが、機械すきと紙は紙の全産
額の十パーセント程度で、しかもその
経営は極めて小規模に属するものであ
り、間接税である物品税を消費者に転
嫁しえない宿命を持つて企業である
点から、昭和二十六年廃止されたので
あつて、再び課税されるとすれば全国
四百を数える業者は必然的にその経営
が危ういことになることは明らかであ
るから、機械すきと紙を課税品目に追
加することのないようにせられたいと
の請願。

第三三三三 昭和三十一年十一月
二十八日受理

機械すきと紙に対する物品税課税反対
の請願

機械すきと紙に対する物品税課税反対
の請願

請願者 東京都中央区銀座東三

ノ一五紙パルプ会館内

機械すき和紙同業会内

三浦正樹

紹介議員 鈴木万平君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

十二月四日本委員会に左の案件を付託された

一、在外払貨公債の処理に関する法律案（予備審査のための付託は十一月十三日）

昭和三十一年十二月六日印刷

昭和三十一年十二月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局